

OSS申請を行う

指定自動車整備事業者の皆様へお知らせ

OSSによる継続検査申請を行う場合であって、運輸支局長の公示により、当該自動車検査証の有効期間の満了する日の伸長を希望されるときは、**必ず前日の15時までに依頼書^{※1}を継続窓口へ提出して頂きますようお願いいたします。**

なお、伸長手続きを行うことにより、エコカー減税による初回継続検査時^{※2}の自動車重量税の免税を受けられる場合がございますので、今一度、ご確認頂きますようお願いいたします。詳しくは運輸支局継続窓口へお問い合わせください。

※1 継続検査 OSS 申請における自動車検査証の有効期間の伸長依頼書
中国運輸局ホームページよりダウンロード頂けます。

中国運輸局 HP>> 自動車検査証の有効期間の伸長について>> 継続OSS有効期間伸長処理依頼書
<URL> http://wwwtb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00430.html

※2 初回継続検査時（エコカー減税）

車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付を受けた場合に限り適用

中国運輸局鳥取運輸支局

【軽自動車の場合】※1

OSSによる継続検査申請を行う場合であって、運輸支局長の公示により、当該自動車検査証の有効期間の満了する日の伸長を希望されるときは、

- ①申請予定日の前日15時までに別紙の申出書に記載して提出いただくか、
- ②申請当日の書類に申出書を添付して窓口へ提出していただくようお願いいたします。(※申請当日の処理の場合、有効期間の伸長処理を同時に行うため車検証交付までに時間を要します。)

なお、伸長手続きを行うことにより、エコカー減税による初回継続検査時^{※2}の自動車重量税の免税を受けられる場合がございますので、今一度、ご確認頂きますようお願いいたします。詳しくは軽自動車検査協会窓口へお問い合わせください。

※1 軽自動車検査協会鳥取事務所での扱いとなりますので、他事務所での扱いは申請される事務所へ確認するようお願いいたします。

※2 初回継続検査時（エコカー減税）

車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付を受けた場合に限り適用

軽自動車検査協会鳥取事務所